

取扱区分：「公開」

平成30年第6回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年6月8日(金) 10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

# 平成30年第6回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年6月8日（金） 午前10時00分 ～10時46分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

### 3 会議に付した議案

議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第18号	平成29年度の目標及びその達成に向けた 活動の点検・評価（案）の承認について	1件
議案第19号	平成30年度の目標及びその達成に向けた 活動計画（案）の承認について	1件
議案第20号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	33件
議案第21号	農業委員会会長の辞任について	1件
議案第22号	農業委員の辞任について	1件
報告第22号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第23号	非農地証明について	10件

### 4 出席委員

第1番	西田孝美君	第2番	原田雅之君
第3番	歳光時正君	第4番	竹安昌巳君
第5番	林俊一君	第6番	松田孝行君
第7番	藤原典子君	第8番	岩田実君
第9番	弘中壽君	第10番	山崎光夫君
第11番	徳本勉君	第12番	秋貞啓子君

第13番 佐伯伴章君                      第14番 高橋 惠君  
第15番 田中栄作君                      第16番 藤井 孝君  
第17番 笠井保雄君 (職務代理者)

5 欠席委員

第18番 杉村龍男君

6 関係人

農林課主査 高松真弓

7 事務局職員

局長 藤井 豊                      次長 山本博彦  
次長補佐 時重智一                書記 松原義孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第18番杉村 龍男会長の1名でございますのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成30年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第3番、歳光 時正委員さん第9番、弘中 壽委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第16号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の畑1筆の284平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、農地を相続により取得したが、遠方に居住しており、耕作することが困難なため、譲り渡すとのことで、譲受人は隣接地の農地を耕作しており、譲り受けるとのことです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又通作距離は500メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約132アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜を栽培される計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の林です。

林 俊一委員

議案第16号の1番の補足説明をいたします。

譲渡人とは遠方のため、電話確認をいたしました。

譲渡人は遠方のため耕作が困難であり、譲受人が数年前から管理されていたものであります。

去る、5月30日に譲受人と現地にて確認いたしましたので、ご報告いたします。

地目は畑になっていますが、作物は作られておれず、譲受人が長い間管理されており、草も刈られて、綺麗にされておりました。

譲受人は、高齢ではありますが、息子さんが手伝うという事です。

近隣の田、畑も管理されており、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号2番を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

続きまして、2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の畑2筆の493平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の畑1筆の485平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の田、現況地目は畑でございますが2筆の2,812平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は平成29年7月4日死亡、遺言により、5筆、3,791平方メートルのうち持分12分の1を譲受人に特定遺贈するものであり、これまで畑として耕作し、野菜を栽培していましたが、引き続き耕作していく予定です。

この権利移動につきましては、特定遺贈ですが法定相続人でなく、甥の関係に当たりますことから、許可申請が必要となって参ります。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より管理しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又通作距離は300メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれま

す。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約38アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜を栽培される計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

7番

第7番 藤原です。

藤原 典子委員

平成30年6月4日、11時45分より現地にて申請人●●●●氏立会の基、調査しましたので、ご報告いたします。

本件に関しまして、いずれの土地も現状は、畑になっております。

409の1はトウモロコシ、枝豆などが耕作されておまして、409の3は、レモンの木を5本ほど植えていらっしゃいます。

415の1は、馬鈴薯の収穫後で、現在は何も植えてありませんでしたが今後、かんしょうを作付けする予定だそうです。

499の1、こちらが一番広くて2,706㎡ありますが、こちらには、イチゴ、しそ、ネギ、人参、ゴボウ、オクラ、ブロッコリー、ささげ、モロヘイヤ、栗、トマト、キュウリ、空芯菜、プラム、あんずなどが植えてありま

して、多種の野菜を色々作付けされております。

499の3は、しきびとダイダイが植えてありました。

耕作された野菜等につきましては、JAの農産物直売店で販売しているとのことです。

農機具は、管理機2台、クローラ運搬車1台を保有されておられます。

本人と母、妻の3人が主に農作をされておられまして、お母様は85歳で高齢ではありますが、調査に伺った時も畑仕事をされておられまして、とても元気な方で、農業経験も64年あるそうです。

申請人は会社員ですが、仕事が早朝からの仕事で、午前中には終わりますので、毎日、畑仕事をされている様子で、現地もきれいに草も刈ってありましたし、トウモロコシ等もすごく元気になっておりました。

作付け距離としましては、自宅から約35m、一番遠い農地でも300mぐらいの徒歩圏内です。

本件は、祖父の土地を法定相続により分割したため、叔父たちの共有物件になっておりますが、本件申請地を長年耕作して来られたのは、申請人の両親及び申請人夫婦であり、今後も申請人らが農作業に常時従事するとみられます。

又、本申請地は30アールを超えておりますので、特に問題は無いと思います。

よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

議長



事務局次長

続きまして、議案第17号1番を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の3ページをお願いします。

議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

譲受人は、●●県●●市に事務所のある売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地を賃借設定し、パネル設置面積531.36㎡、発電出力49.5kw、太陽光パネル324枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、公道にも接していることから管理も容易であり、譲渡人は、高齢で耕作・管理することもできないことから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から北へ1.6キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●字●●●489番1、地目は田地積は1,641㎡でございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真を2枚付けております。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており

まして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。

又、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

第2番の原田です。

原田 雅之委員

議案第17号1番について補足説明いたします。

去る、6月4日に現地確認及び借受人と電話にて、又6月5日に貸付人と電話で意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は、現在自己保全管理で年3、4回程度草刈りを実施しておりこの春も草刈りされておりました。

又、周囲は住宅、道路、果樹が栽培されておりました。

申請地は、中山間地のいわゆる棚田で一町当たりの面積も狭く、圃場への進入路も傾斜がきついうえに狭く、農業機械の出入りも難しいため、今後も農地として活用するにはやや困難な印象でした。

貸付人は現在市外に居住しており、現在は通って草刈りを実施しているものの、高齢になり管理が困難になり、また他に耕作管理する者もおらず、借受人の申し出に応じたいとの事でした。

借受人は、売電用太陽光発電システムを、南向き斜面で障害物もなく日当たり良好で発電効果を十分に発揮できる申請地に設置したいとの事でした。

事業計画にあたり、申請地周辺住民へ説明も行っているとの事です。

又、施工は防草シートを二重に敷いてパネルを設置するという事で、それでも生える草に関しては、草刈りに入るとのことでした。

設置パネルの高さも約1 m程度で、周辺の果樹にも影響はないと考えます。

貸付人は意思確認の中で、今後管理が出来なくなっていくことを考えると、土地が有効に活用されることが良かったと考えておられる様子でした。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査しましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号2番を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、許可申請の2番についてご説明いたします。

申請人は、●●市に居住している会社員の方です。

現在、居住している近くにある、申請地の農地売却を知り、購入を決意、駐車場と自己用住宅を建築するものです。

尚、譲渡人2名は、相続により所有権を取得されましたが、共に遠方で耕作が困難であることから売却することになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

議長

事務局次長

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●支所から南西へ約530メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●●字●457番1、地目は田、地積は205㎡、同じく大字●●●字●458番2、地目は畑、地積は124㎡でございます。

尚、自己用住宅につきましては、農地以外の地目が287.6㎡あり、一体利用面積としましては、411.6㎡でございます。

続きまして、分間図でございます。

申請地の中央部分には、法定外公共物及び地役権を設定された用地があります。

続きまして、土地利用計画図でございます。

次に、配置図と建物平面図でございます。

駐車場につきましては、457番1に市道からの進入路を施工、駐車車両3台分のカーポートを建築するものです。

又、自己用住宅につきましては、申請地458番2と隣接する宅地458番1と合わせて建築するものです。

こちらが、建物立面図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、水管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設及び医療施設のある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水につきましては、公共下水道への接続です。

又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、進入路の設置に伴い市道の加工が必要なため、道路管理者へ5月24日付で道路工事施行承認申請書を提出されております。

以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番 高橋です。

高橋 恵委員

6月3日に譲受人と現地で確認いたしましたので、報告します。

尚、譲渡人は遠方のため、電話で確認いたしました。

申請地は、譲渡人が相続により取得しましたが、遠方に居住のため耕作が困難なので、近所の方が管理されていましたが、その方も高齢になり管理も難しくなったため、現状は雑草が繁茂しておりました。

そこで、自己用住宅の購入を考えていた譲受人がこの土地の売却を知り、学校にも近く子供の通学にも便利なため、購入を決意されたとのことで、今年の11月には完成させたいとの事でした。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局次長

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号3番を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、許可申請の3番についてご説明いたします。

申請人は、●●市に居住している宗教法人の方です。

現在、隣接地にある寺院が繁忙期には混雑するため、申請地を駐車場として使用するものです。

尚、譲渡人は、高齢により耕作が困難であることから売却することになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から北西へ約430メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●2874番4、地目は田、地積は1,117㎡でございます。

続きまして、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

参拝者用駐車場 普通自動車25台でございます。

最後に、申請地の写真でございます。(1枚)

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、高速自動車道等の出入口から、おおむね300m以内にある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ

ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書添付されており、雨水につきましては、農業用排水路以外の水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

第4番 竹安です。

竹安 昌巳委員

議案第17号3番について、去る、6月2日に譲受人及び譲渡人立会のもと、現地確認と意志確認を行いましたので、ご報告いたします。

申請地は、先程事務局よりの説明通り、譲受人の土地と隣接した農地で、昨年まで水稻が作付けされていたようですが、本年は、耕起され適正に保全管理されていました。

譲受人は、宗教法人で古く室町時代に建立され寺社内には、県や市の指定の文化財や曲水庭園などがあり、特に秋シーズンには、大型車両による参観者も多く、又多くの檀家があり一般車両の駐車に苦慮する状況で、新たな一般車両の駐車場確保が必要となったとの事でした。

次に、所有者である譲渡人は、昨年まで稲作をしてきたが、高齢となり耕作が困難になったため、今回隣接する譲受人に売却するとの事でした。

又、事業計画書、被害防除計画により、調査しましたが、取得した農地を駐車場とするため、地盤改良と30センチの盛土、整地、雨水の排水は、農業用排水路以外の水路に排出されるため、隣接農地への影響はないと思われま。

その他、資金計画書、土地利用計画書も添付され、支障ないものと判断します。

議長

ご審議の程よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号及び議案第19号を一括して議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ及び5ページをお願いします。

誠に申し訳ございません。

訂正がございますので、お願いいたします。

5ページの議案第19号の別紙2、別紙様式1の平成30年の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)のとおりと書いておりますが、正しくは、達成に向けた活動計画(案)の認定についてということでございました。

申し訳ございませんでした。

それと、もう1点お詫びがございます。

先にお渡しいたしました、別紙1の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、別紙2の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてですが、数値並びに文言に誤りがございました。

今、配布しておりますが、訂正箇所につきまして、朱書きで訂正しております。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、議案第18号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認について」、及び議案第19号「平成30年度の目



標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について」を、一括してご説明いたします。

別紙1及び別紙2をご覧ください。

平成21年1月23日付で、農林水産省より、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知がありました。

その中で「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、「ホームページ等により公表するものとする。」とされたもので、平成22年度から各農業委員会に作成公表が義務付けられたものでございます。

内容につきましての詳細な説明は、省略させていただきますが、前年度、自ら実施したことについての自己評価と、今年度どういうことをするのか、どういう活動をするのかということの策定を行うものでございます。

ご承認いただければ、6月末までにホームページで公表し、7月15日までに県へ提出というスケジュールとなります。

よろしくご審議の程、お願いします。

ありがとうございました。

只今の議案第18号及び議案第19号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号及び議案第19号につきまして、採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第18号及び議案第19号につきましては、原案のとおり、承認、認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より、県へ報告をお願いいたします。

続きまして、議案第20号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の6ページをお願いします。

議長

事務局長



ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

高松さん、自己ピーアールを少しお願いします。

農林課

4月より農林課の方に配属になりました、高松と申します。

主に、経営所得安定対策事業、転作の交付金の関係を担当しております。

これから、色々とお世話になることがあると思いますが、どうぞよろしく  
お願いいたします。

議長

どうも、ありがとうございました。

これからも、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号を議題といたします。事務局より議案の説明を  
お願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いします。

議案第21号「農業委員会会長の辞任について」をご説明いたします。

平成30年5月30日付けで、第18番●● ●●農業委員会会長より、  
会長職務代理者宛に、「会長の辞任届」の提出がございました。

農業委員会等に関する法律第13条第2項には、「会長は、正当な事由がある  
ときは、農業委員会の同意を得て、会長を辞任することができる」と規定  
されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員  
の過半数の賛成によって行うものとされておりますことから、今回、議案と  
して上程させていただいたところでございます。

次に、辞任の理由についてですが、病気治療中でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号につきまして採決を行います。

挙手をもって採決します。

議案第21号につきまして賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ですので、農業委員会会長の辞任につきましては、原案のとおり決定いたします。

事務局長

続きまして、議案第22号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の8ページをお願いします。

先程、議案第21号で会長の辞任につきまして、ご承認いただきましたが、会長辞任と委員の辞任は別手続きであり、会長を辞任しても、別途委員を辞任しない限りは、委員として在任するというので、農業委員会等に関する法律13条の解説に記載があることから、今回議案として上程しております。

それでは、議案第22号につきましてご説明いたします。

会長辞任と同日付けの平成30年5月30日付で、第18番●● ●●農業委員より、会長職務代理者宛に、「農業委員の辞任届」の提出がございました。

農業委員会等に関する法律第13条の第1項には、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができる」と規定されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされておりますことから、今回、議案として上程させていただいたところでございます。

次に、辞任の理由につきましては、病気治療中でございます。

次に、本日議決がいただければ、速やかに、任命権者であります、周南市長木村 健一郎宛に辞表を提出し、受理されましたら、正式に辞任という運びになります。

また、後任の委員の補充でございますが、「周南市農業委員会の委員の選任に関する規則」第10条で、農業委員会の委員について、辞任により欠員が定数の6分の1を超えた場合、この規定に定める手続きに基づき、農業委員を補充しなければならないと規定があることから、今回この規定を適用させまして補充は行いません。

また、●●委員が担当されていた地区につきましては、これから●●地域の委員相互で、調整をお願いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号につきまして採決を行います。

挙手をもって採決します。

議案第22号につきまして賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ですので、農業委員の辞任につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第22号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

議案書の9ページ及び10ページをお願いいたします。

報告第22号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

議長

事務局長

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

説明が終わりました。以上で報告第22号を終わります。

議長

続きまして、報告第23号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページ及び12ページをお願いいたします。

報告第23号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は10件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。以上で報告第23号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第6回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時46分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年6月8日

周南市農業委員会

会長職務代理者 笠井保雄

委 員 歳光時正

委 員 弘中 壽